建物を解体される所有者の皆様へ 建物解体工事等施工業者の皆様へ

建物解体工事等に伴う水道管(給水管)・下水道公共汚水ますの破損事故等防止について

建物解体工事、増改築工事等で<u>水道管(給水管)・公共汚水マス</u>の破損,または無断で撤去される事例が発生しています。

水道管(給水管)・公共汚水マスを破損した場合には、処置及び 復旧に要した工事費用及び流出した水量の損害などは、全て原因者 負担となります。

また、公共汚水ますを無理に撤去した場合、取付管や本管に影響が出て、管が詰まり、道路上のマンホールや公共汚水ますから汚水があふれ出ることがあります。最悪の場合には、他の家の排水設備に逆流する恐れもあります。

施工の際には、事前に役場上下水道課にて水道管(給水管)・公共汚水ますの状況について確認を行い、上下水道指定店に依頼し、解体工事前に水道管(給水管)、公共汚水ますの適切な処置(宅内側でのキャップ止め)を行って下さい。

やむなく、破損してしまった場合には、必ず上下水道課に連絡 し、上下水道課の指示のもと速やかに復旧してください。 また、水道管(給水管)や下水道宅内配管の改造及び公共汚水ますの移設・撤去には、事前に上下水道課へ申請が必要となりますので、上下水道指定店に依頼して下さい。費用は、すべて申請者の負担となります。

なお、公共汚水マスの撤去工事は、道路内の本管分岐部での閉栓 作業が必要となります。

【公共汚水ます(中央に御嵩町の町章が入っています。)】



(問合せ先)

建設部 上下水道課 整備係 電話(0574)67-2111 (内線 2135、2139)